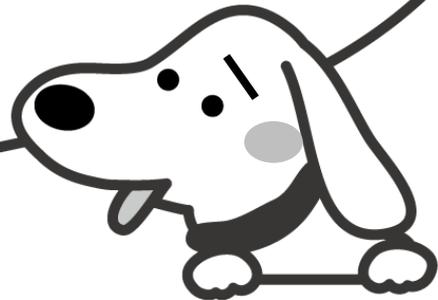
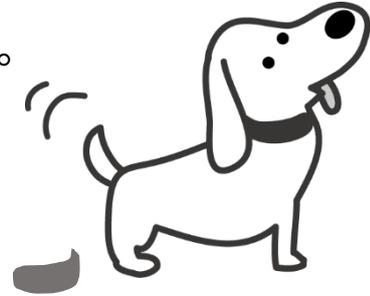
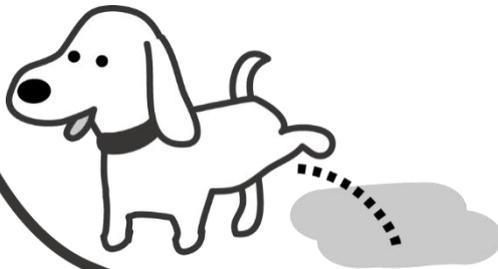


犬のフン禁止!

フンは持ち帰り、

尿は水などで流しましょう。

放し飼いはやめましょう。



「栗東市生活環境保全に関する条例」

●ペットの糞等放置の禁止

ペットを散歩させるときは、フンの処理の用具を持つなどして必ず持ち帰って処分してください。この規定に違反して、処置命令(回収・清掃等の原状回復)に従わなかった場合は、2万円以下の罰金が科せられます。



終身飼育は飼い主の責任です

安易な気持ちで動物を飼わないで!

飼うなら最後まで責任をもって!

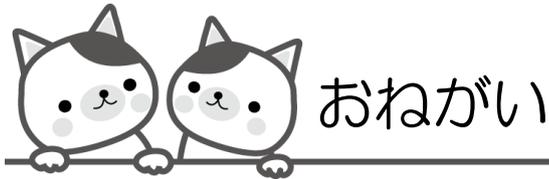
～お問い合わせ～

栗東市役所 環境政策課

TEL 077-551-0341

滋賀県動物保護管理センター

TEL 0748-75-1911



のら猫に無責任なえさやりはしないでください

●美しい環境を保ちましょう

えさの散乱、フンの被害などで地域の環境美化が阻害されます。

●不幸な子猫を増やさないために

えさ場があると、猫が生活しやすくなり繁殖を助長します。

えさを与えることは飼うことと同じです。

健康管理やフン・尿の始末もしっかりしましょう。

のら猫へ無責任な餌やりを行った場合…

- 急激に繁殖し、事故に遭うなど不幸なのら猫が増えてしまいます。
- ご近所の敷地を荒らしたり、糞尿被害が発生します。
- のら猫による被害が原因で周辺住民とトラブルになります。



終生飼養は飼い主の責任です

安易な気持ちでえさを与えないで！
与えるなら最後まで責任をもって！

ぼくたちも
みんなに迷惑を
かけたくにやい
にやあ

～お問い合わせ～

栗東市役所 環境政策課

TEL 077-551-0341

滋賀県動物保護管理センター

TEL 0748-75-1911